Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

～ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくこと（いわゆる「税務コンプライアンス[1]」）が必要です。

このため、国税庁では、税理士会や関係民間団体などと連携・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

1 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に設置したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています（令和元（2019）年度アクセス件数３億3,422万件）。

また、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しているほか、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

税を考える週間

国税庁では、日頃から国民の皆様に租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解して、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた様々な取組を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの１週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様に日常生活と税の関わりを理解していただくことは、申告納税制度の維持・発展に不可欠であると考えています。

(1) ホームページによる情報提供

～ 国税庁ホームページは利便性に配意 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内メニューを集約したシンプルなレイアウトにするなど、分かりやすい情報提供に努めるとともに、文字拡大・音声読み上げ機能をはじめ、高齢者や視覚に障害のある方の利便性にも配意しています。

また、閲覧端末の画面サイズに合わせて、自動的に表示を調整する機能（レスポンシブWebデザイン）により、スマートフォンやタブレットからも快適にご覧いただけます。

なお、携帯電話（いわゆるガラケー）でもご利用できるよう、国税庁ホームページ携帯等版（https://www.nta.go.jp/m）をご用意しています。

1 「税務コンプライアンス」とは、税務について経営責任者が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備することをいいます。

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は令和２(2020)年６月現在のものです。

1 **サイト内検索**
国税庁ホームページ全体からキーワードで情報を検索する機能

2 **文字拡大・音声読み上げ**
高齢者や視覚に障害のある方のためのサポート機能

3 **グローバルナビゲーション**
各種情報への入口となる案内表示

4 **緊急のお知らせ**
災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示

5 **新着情報**
新規に掲載した情報を内容ごとに一覧で表示

6 **注目ワード**
よく検索されているワードや、注目してもらいたい情報に関係するワードを表示

7 **分野別メニュー**
アクセス件数の多いページへの入口を分野別に表示

8 **税務署を検索**
郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能

9 **SNS等**
国税庁が行う情報発信ツールを集約して表示

10 **バナー**
時節に応じて発信するコンテンツをバナー形式で表示

11 **サイトマップ**
国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

※ 国税庁ホームページ以外にも、Twitterの国税庁公式アカウント(@NTA_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含みます。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、国レベルで設置された租税教育推進関係省庁等協議会（国税庁、総務省、文部科学省などで構成）において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県などに設置された租税教育推進協議会（国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、広く税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や作文募集などを行っています。

なお、税に関する作文については、例年多くの応募をいただいており、優秀賞の表彰や作文朗読会等を実施しています。

また、学習指導要領の改正、主権者教育[1]の重要性の高まりなど、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者などのニーズを的確に把握した上で、関係機関と連携を図り、児童・生徒等が主体的・対話的に考察し、深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。なお、児童・生徒等が自ら租税の意義や役割を学習できるよう国税庁ホームページに「税の学習コーナー」（https://www.nta.go.jp/taxes/kids/）を設けています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」では、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/education/taiken/01.htm）をご覧ください。

タックス☆スペースUENOの風景

作文朗読会の模様

■ 租税教室等への講師派遣状況

	平成30年度	令和元年度
職　　員	9,203人	8,770人
職員以外	34,133人	35,297人
合　　計	43,336人	44,067人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	平成30年度	令和元年度
高校生	219,163編	214,421編
中学生	593,795編	578,204編

1 「主権者教育」とは、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることです。

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、毎年テーマを決めて「特別展示」を実施しています。

今年のテーマは「暮らしの変化と税」と題して、令和元(2019)年10月1日から令和2(2020)年9月29日まで行っています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校租税史料コーナー(https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm)をご覧ください。

租税史料室

(3) 講演会

～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

申告納税制度の下、自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることによる納税に対する納得感の醸成に向けた、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

■ 講演会の開催回数

	平成29年度	平成30年度
開催回数	1,993回	2,002回

(4) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成29事務年度	平成30事務年度
開催回数	25,939回	46,750回
参加人員	1,105千人	1,772千人

(5) 税務相談

～ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応 ～

国税に関する一般的な質問・相談は、各国税局に設置する電話相談センターにおいて、国税局の職員が集中的に受け付けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターでは、英語での税務相談も受け付けています。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm) により情報提供を行っています。

電話相談センター

■ 電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数

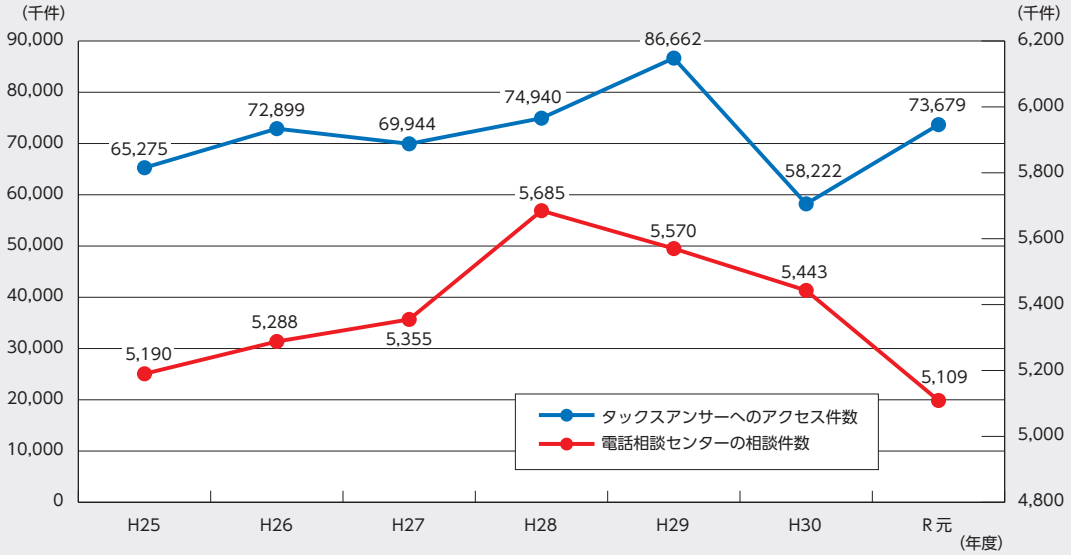

～ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ～

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談内容については、所轄の税務署において面接にて相談をお受けしています。

なお、面接相談は、納税者の皆様に分かりやすく説明するために十分な面接時間を設ける必要があることから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

コラム 2　税務相談チャットボットを導入します

土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」を令和２(2020)年度中に国税庁ホームページに導入する予定です。

1　チャットボットとは

「チャットボット」とは、「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉でAI（人工知能）を活用した会話プログラムをいいます。税に関する質問をメニューから選択するか、自由に文字入力することにより、AIを活用して自動回答します。

2　税務相談チャットボットを利用いただくと

税務相談チャットボットをご利用いただくことにより、税に関する疑問を日時によらず気軽に質問できたり、国税庁ホームページに掲載されている情報へ、より短時間でたどり着くことができます。

3　使いやすく便利に

令和２(2020)年１月から国税庁ホームページに税務相談チャットボットを試験的に導入しました。

利用者の方からいただいたご意見・ご感想やAIの学習を通じて、より使いやすく便利に改善し、令和２(2020)年度中に国税庁ホームページに導入する予定です。

■税務相談チャットボットのイメージ

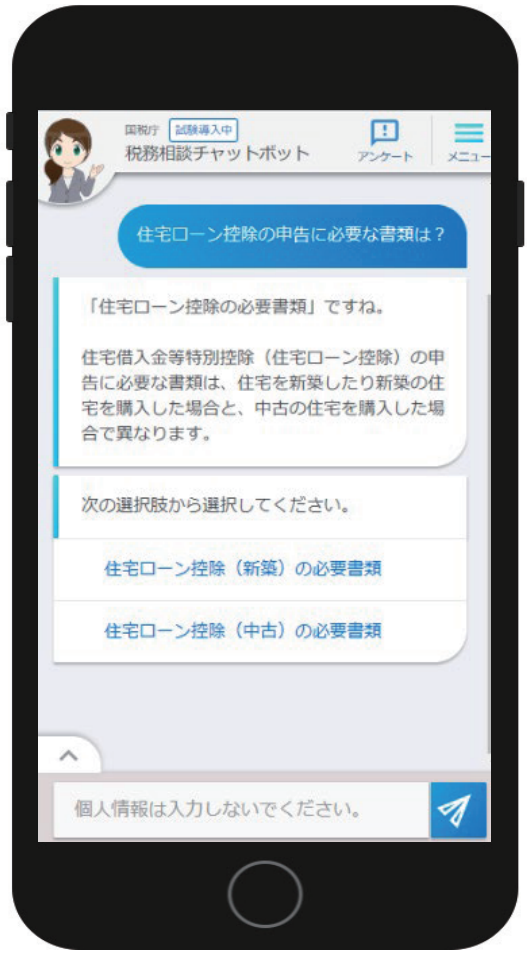

チャットボットのキャラクター
「税務職員ふたば」がお答えします。

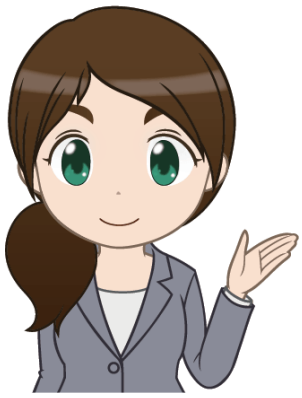

(6) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などにおいては、納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項について、取引前又は申告期限前の照会（事前照会）に応じ回答しています。

この事前照会のうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/01.htm）において公表しています。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	平成30年度	令和元年度
受付件数	133件	115件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	平成30年度末	令和元年度末
掲載件数	1,953件	1,968件

また、文書による回答事例のほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となるものについても、質疑応答事例として国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/01.htm）に掲載しています。

被災した納税者などへの対応

令和元年東日本台風により被害を受けた地域を対象として、国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

また、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税等の確定申告の申告・納付期限を一括延長した上で、延長された期限内に申告することが困難であった方については、期限を区切らずに柔軟に確定申告書を受け付けることとしています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方への納税猶予制度の案内をしています。詳しくは、コラム3（18ページ）をご覧ください。

災害などにより被害を受けられた方への対応に当たっては、引き続き、被害を受けられた方の状況や心情に十分配慮し、制度の周知や照会、相談などの対応を行います。

災害により被害を受けた場合の主な制度

- 申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予することができます。
- 所得税の予定納税や源泉徴収の段階でも、減額又は徴収猶予を受けることができます。
- 住宅や家財などに損害を受けた場合は、所得税法の雑損控除又は災害減免法の税金の軽減免除により所得税を軽減することができます。

災害に関する税制上の措置などの周知

災害により被害を受けられた方の税制上の措置（手続）などについては、災害発生後速やかに、パンフレットや国税庁ホームページ、Twitterなどを通じて周知・広報を行っています。

なお、手続の詳細や上記以外の災害に関する税制上の措置については、国税庁ホームページの「災害関連情報」（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm）をご覧ください。

コラム 3

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応（令和2年5月15日現在）

新型コロナウイルス感染症については、令和２(2020)年１月に日本国内で初めての感染者が確認されて以降、感染拡大の状況に応じて、政府において様々な感染症対策や経済対策などの措置が行われているところです。

国税庁においては、納税者が多く来署する所得税等の確定申告期間を含め、納税者の方々が不安に思うことなく申告・納税手続等を行っていただけるよう、感染拡大防止に努めているところです。

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、ホームページによる周知・広報のほか、報道発表、新聞・テレビ・インターネットによる広告、twitterやメールマガジンなど、様々な手段を活用して速やかな情報発信を行うとともに、関係民間団体等や地方公共団体を通じて、幅広く周知・広報を行っています。

国民の皆様には、引き続き、感染拡大防止に御理解と御協力をお願いします。

1　所得税等の確定申告の取組

税務署等の確定申告会場には、連日、多数の方が申告相談に訪れることから、相談に応対する職員に対して手洗い・うがい・マスク着用を徹底させるとともに、申告会場の小まめな換気や、会場内のパソコンや筆記具など来場者が触れる備品の消毒、パソコンの間隔を広げて申告相談を行うなど、感染拡大防止に万全を期してきました。また、来場される方に対しても、咳・発熱等の症状がある方や、体調がすぐれない方の相談を御遠慮いただくとともに、確定申告会場に入場された際には、手洗い・マスクの着用・アルコール消毒液の利用などの感染予防への協力をお願いしてきました。

また、政府の方針を踏まえ、令和２(2020)年２月27日に、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を同年４月16日(木)まで延長することを公表するとともに、その後の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、同年４月６日に、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、同年４月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることを公表しました。これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、申告所得税は同年５月15日、消費税については同年５月19日にそれぞれ延長しました。

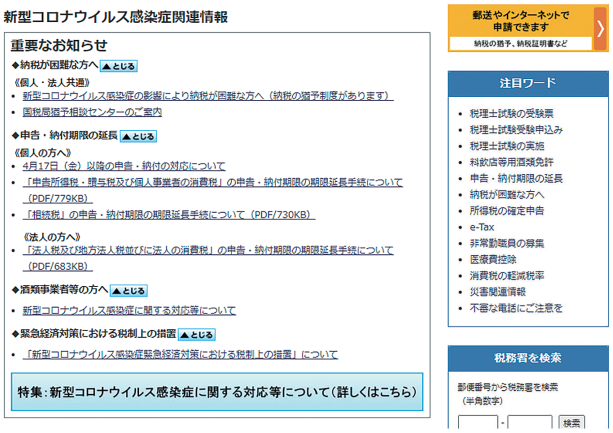

2　法人税・相続税・酒税などの申告・納付期限に関する取組

法人税や法人の消費税、源泉所得税、相続税、酒税などについては、上記１の延長の対象ではありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない事情がある場合には、所得税等と同様に個別に延長が認められます。

3　納税が難しい方への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が難しい方については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して、納税の猶予などの猶予制度を迅速かつ柔軟に適用してきました。

さらに、緊急経済対策における税制上の措置（下記４参照）として、令和２(2020)年２月から令和３(2021)年１月末までに納期限が到来する国税を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、１年間、国税の納付を猶予し、延滞税も免除するとともに、担保の提供も不要とする措置（納税の猶予の特例）が講じられました。

これらの猶予制度の適用に当たっては、納税者からの問合せや相談を待つだけでなく、税務署の窓口や確定申告会場での制度説明、国税庁ホームページや税理士会、関係民間団体や業界団体を通じた周知、新聞広告やテレビ

CMによる広報など、様々なチャネルで納税者にアプローチすることにより、必要な方が早期に猶予を受けられるように努めています。

また、税務署の窓口混雑を防止するため、各国税局に「国税局猶予相談センター」を設置し、猶予制度に関する質問や相談を電話で受け付けるとともに、猶予申請は、e-Taxによる電子申請や郵送による申請を推奨しています。

4　緊急経済対策における税制上の措置に関する取組

政府は、新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしました（令和２(2020)年４月30日施行）。

なお、緊急経済対策における税制上の措置については、リーフレットなどを配付して周知を行っています。詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm）をご覧ください。

上記１～４の取扱いについては、よくある質問（FAQ）にまとめて、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm）に掲載して、周知を行っています。

5　酒類事業者に関する取組

酒類業の事業所管官庁として、酒類事業者の方々向けに、以下の取組を実施しました。

(1)　新型コロナウイルス感染症に関連して飲食業界が大きな影響を受けている中、これに基因して、飲食店等が酒類のテイクアウト販売により資金確保を図る観点から酒類小売業免許を取得しようとする場合については、迅速かつ簡素な手続で期限付（６か月）の酒類小売業免許を付与することとしました（令和２(2020)年４月９日）。

(2)　手指消毒用エタノールの需給がひっ迫している状況を改善するため、厚生労働省から、「高濃度エタノール製品」を手指消毒用エタノールの代替品として用いても差し支えないとの取扱いが示されたことを受け、高濃度エタノール製品を製造するための免許手続等の簡素化及び迅速化を図りました。具体的には、原料用アルコールに加水することにより高濃度エタノール製品を製造しようとする場合に包括的に承認するとともに、スピリッツ等の高濃度エタノール製品を製造しようとする場合、その製造免許を迅速に付与することとしました（令和２(2020)年４月21日）。

また、各国税局の鑑定官室において、高濃度エタノール製品を製造・販売したい酒類製造者の方に対して、酒類としての製造・分析の技術的支援を行っています。

(3)　令和２(2020)年５月１日以降出荷する「高濃度エタノール製品」に該当する酒類のうち、一定の要件を満たしたものについては、酒税を課さないこととしました。

また、感染症拡大の収束した後には、官民を挙げて酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーション（地域での消費者向けイベント等）や、日本産酒類の輸出回復・拡大のための商談・プロモーション、ブランド化、酒蔵ツーリズムの支援に取り組むこととしています。

こうした取組や政府が行っている事業者の方への支援策について、必要な情報の提供に努めています。詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/index.htm）をご覧ください。

6　税務大学校の取組

内閣官房（内閣官房副長官補事態対処・危機管理担当）の要請に基づき、税務大学校和光校舎（埼玉県和光市）の学寮を貸与し、令和２(2020)年２月１日から同年３月16日までの間、中華人民共和国湖北省武漢市から日本政府が用意したチャーター便で帰国した方やクルーズ船を下船した乗客乗員の健康観察期間中の宿泊施設として受け入れを行いました。

なお、全員が退去された後、学寮内の消毒・清掃作業を終了して返還を受けました。

2 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～ e-Taxの普及・添付書類も含めた電子化に向け、各種施策を強力に推進 ～

e-Taxは、所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を税務署に出向くことなく、インターネットを通じて行うことができるものです。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー(Pay-easy)[1]対応のATMを利用して行うことができます。

納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、①事務の省力化や②ペーパーレス化につながります。

国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書収受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られると考えています。また、e-Taxで提出された所得税申告書(決算書や明細書も含みます。)のデータについては、地方公共団体に送信していますので、国税当局だけではなく、地方公共団体の事務の効率化にも寄与しているところです。

このため、国税庁では、経済社会のデジタル化が一段と進展する中、納税者が簡便・正確に手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、e-Taxの一層の普及・添付書類も含めた電子化に努めることとしています。

■ e-Taxの概要

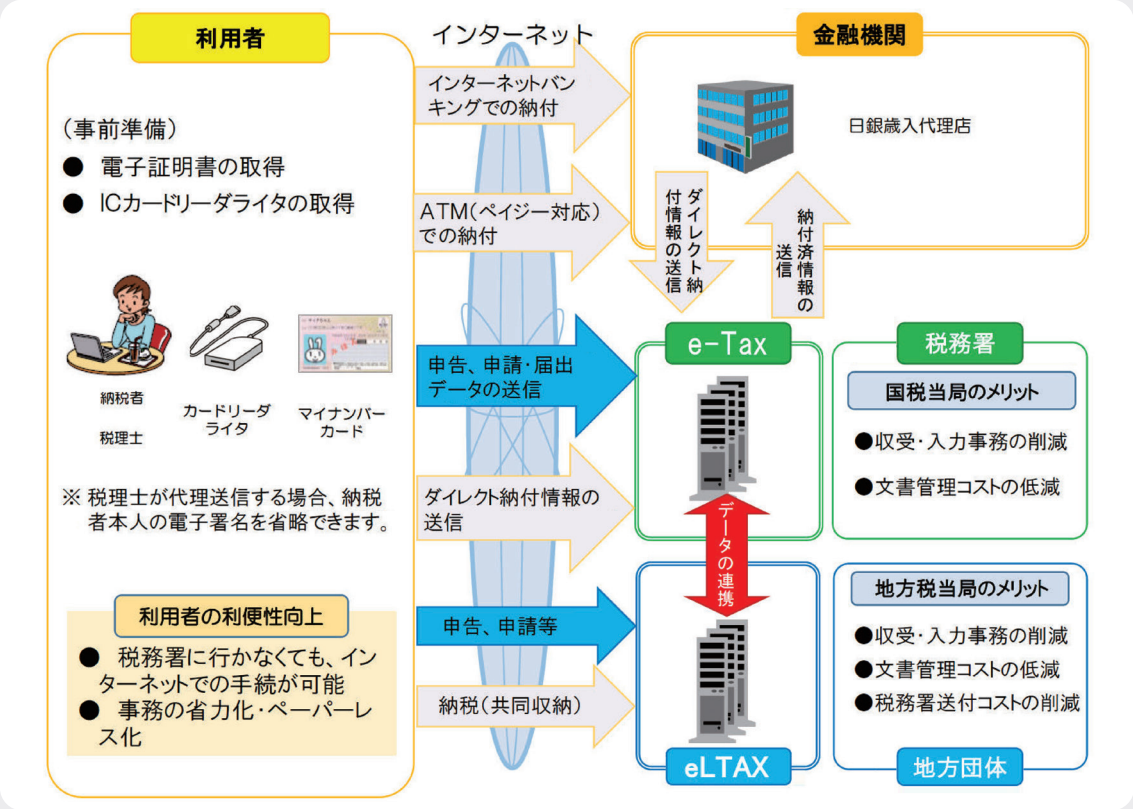

1 「ペイジー(Pay-easy)」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。

■ e-Taxの利用件数

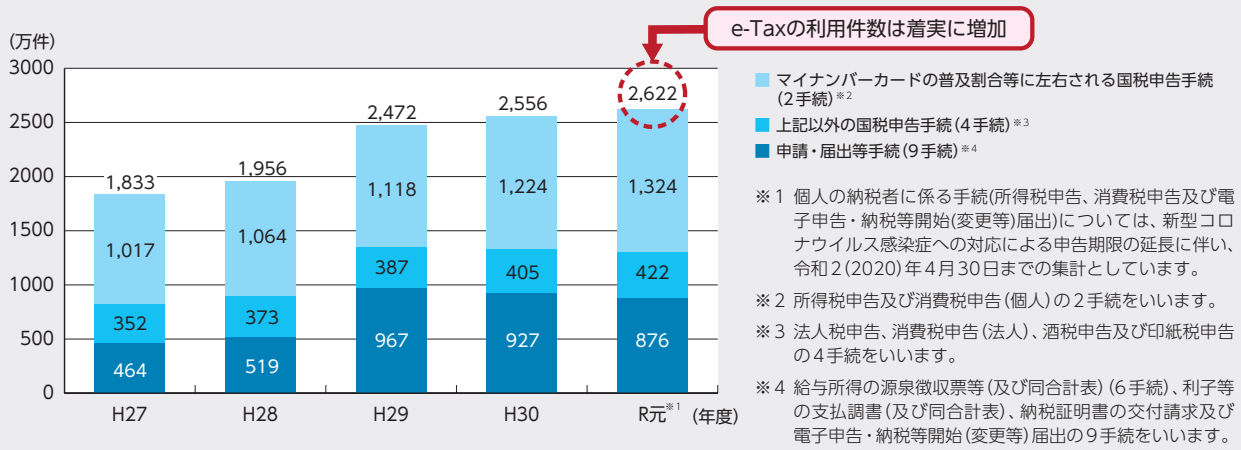

※1 個人の納税者に係る手続(所得税申告、消費税申告及び電子申告・納税等開始(変更等)届出)については、新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長に伴い、令和2(2020)年4月30日までの集計としています。

※2 所得税申告及び消費税申告(個人)の2手続をいいます。

※3 法人税申告、消費税申告(法人)、酒税申告及び印紙税申告の4手続をいいます。

※4 給与所得の源泉徴収票等(及び同合計表)(6手続)、利子等の支払調書(及び同合計表)、納税証明書の交付請求及び電子申告・納税等開始(変更等)届出の9手続をいいます。

コラム4 e-Taxの利便性向上を図ります

国税庁では、e-Taxの更なる利便性の向上を図るため、次の施策を導入しています。

1 法人税の申告に係るe-Tax利用の利便性向上

法人税の申告手続においては、「大法人の電子申告義務化」(コラム5参照)に併せて、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を図りました。

(1) データ形式の柔軟化【令和元(2019)年5月以降順次実施】

法人税申告書別表のうち明細記載を要する部分や勘定科目内訳明細書及び財務諸表について、CSV[1]形式による提出を可能としました。

(2) 提出先の一元化(ワンスオンリー化)【令和2(2020)年4月実施】

法人税申告においてe-Taxにより財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要としました。

※法人税の申告に係るe-Tax利用の利便性向上策はほかにもあります。各項目の詳細は、e-Taxホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/sesaku.htm)をご覧ください。

2 相続税申告のe-Tax対応【令和元(2019)年10月実施】

相続税申告について、e-Taxでの提出を可能としました。

3 e-Taxでの送信可能な添付書類の範囲の拡大【令和元(2019)年10月実施】

従来、e-Taxで送信できる添付書類は法令に規定されているものに限定していましたが、相続税申告、贈与税申告、申請・届出等(法人税関係)については、法令上提出する必要がある書類に加え、税務署から提出をお願いしている書類についても、イメージデータ(PDF形式)による提出を可能としました(※)。

※イメージデータによる提出が可能な主な添付書類の名称などについては、e-Taxホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm#Link3)をご覧ください。

1 CSV(Comma Separated Value)とは、エクセル等の表計算ソフトから作成可能で、互換性の高いテキスト形式のファイルをいいます。

コラム 5

大法人はe-Taxによる申告が必要となりました

経済社会のICT化や働き方の多様化が進展する中、税務手続においても、ICTの活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要となります。

この観点から、令和２(2020)年４月１日以後に開始する事業年度について、大法人(内国法人に限ります。)の申告書については、勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、電子的に提出することが義務付けられました。

なお、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備も併せて行います(大法人以外の法人の皆様も利用可能です。)。

■ 制度の概要

1　対象税目・手続

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

2　大法人とは

- 事業年度開始時における資本金又は出資金の額が１億円超の法人
- 相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体

※ 具体的な内容は、e-Taxホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm)をご覧ください。

3 確定申告

～ 所得税の申告者数は 2,204 万人。半数以上は還付申告 ～

確定申告は、納税者が１年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、一定の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。

令和元（2019）年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者は 2,204 万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることになります。そのうち、還付申告者は、1,303万人を超え、半数以上を占めています。

■ 所得税の申告者数の推移

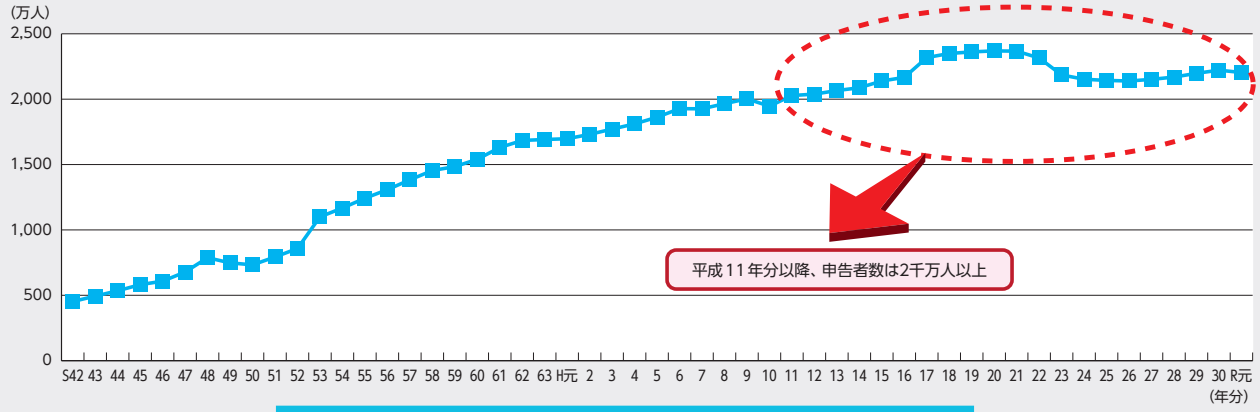

・納税者の多様なニーズに対応
・スムーズに申告できる様々なサービスの提供

(1) ICTを利用した申告の推進

～ 確定申告書等作成コーナーとe-Taxの提供 ～

国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用したご自宅等からの申告を推進しています。

※ 税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。

■ ICTを利用した所得税申告書の提出人員

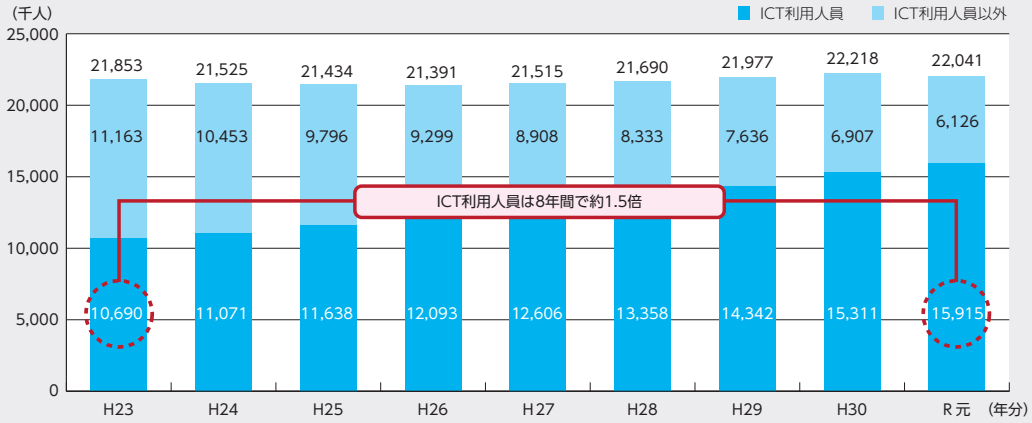

～「確定申告書等作成コーナー」はスマートフォンにも対応～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができます。

また、給与所得、雑所得、一時所得のある方はスマートフォンで見やすい専用の画面で所得税の確定申告書を作成することができます。

なお、作成した申告データはそのままマイナンバーカード方式又はID・パスワード方式によりe-Taxで送信できます。

■ スマートフォンを利用した所得税申告について

スマホで見やすい専用画面

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）で所得税の申告書を作成いただけます。
※スマホ専用画面は、令和元（2019）年分のみ利用可能です。

e-Taxで手続完結

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は、e-Tax で送信できます。
マイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方も、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付された ID・パスワードがあれば、e-Tax で送信できます。

○スマホ専用画面の利用対象者　※下線部は令和元（2019）年分から追加した点

項目	令和元年分
収入	給与所得の全て（年末調整済1か所、年末調整未済、2か所以上の勤務先からの収入） 雑所得（年金収入、副業の収入など）、一時所得（生命保険の一時金など）
所得控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額

～「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加～

令和元(2019)年分の確定申告期においては、確定申告書等作成コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて1,051万件と、全提出人員の約48%を占めています。

当コーナーで作成された1,051万件のうち、約108万件がスマートフォンで作成されています。

当コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

■ 確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移

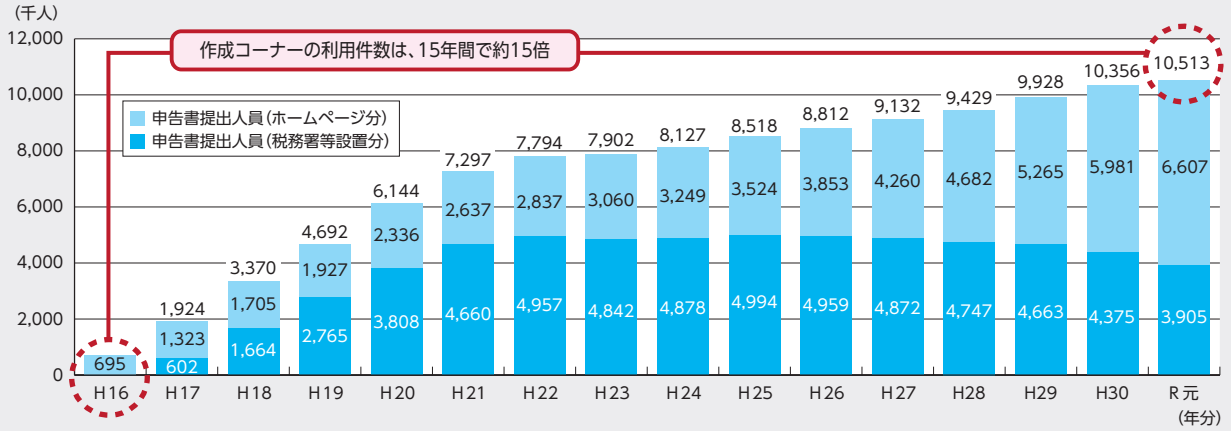

※ 平成30(2018)年分までは翌年3月末日まで、令和元(2019)年分は翌年4月末日までに提出された計数です。
税務署等設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16(2004)年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。
平成15(2003)年分以前の申告書提出人員は未把握です。
平成19(2007)年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 確定申告期間中における日曜・祝日等開庁の実施 ～

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日・祝日等に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

令和元(2019)年分の確定申告期においては、令和2(2020)年2月24日(月・休日)と3月1日(日)に実施し、約23万件の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で緊密な連携を図っています。例えば、制度面においては、所得税の申告をした場合、税務署から地方公共団体にその情報が提供されるため、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

さらに、執行面においては、所得税申告書等のデータを相互に提供するなど、積極的にICT化を推進することにより、国及び地方公共団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。

4 納付手段の多様化

～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法の他に、ダイレクト納付、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、クレジットカード納付といったキャッシュレスによる納付手段や、QRコードを利用したコンビニ納付など、多様な納付手段を順次導入し、納税者サービスの向上を図っています。

さらに、所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税も利用できます。

ダイレクト納付（国税ダイレクト方式電子納税）

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続です。

ダイレクト納付に対応した金融機関の預貯金口座でなければ利用できないため、国税庁では、未対応の金融機関に対して対応を要請するなど、利用拡大に向けた取組を行っており、令和２（2020）年３月末現在、426の金融機関で利用できます。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税

ペイジー（Pay-easy）に対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用した電子納税ができます。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税を行うためには、あらかじめe-Taxの利用開始届出書の提出が必要です。

クレジットカード納付

クレジットカード納付は、パソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して、専用のWeb画面（国税クレジットカードお支払サイト）において、納付に必要な情報を入力することにより、納付する手続です。

クレジットカード納付で納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

なお、クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料を納税者が負担することとなります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

コンビニ納付

スマートフォンやご自宅等のパソコンなどで納付に必要な情報をQRコードとして作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末（「Loppi」や「Famiポート」）に読み取らせることで、レジでの納付ができます。

また、所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局・税務署が発行するバーコード付納付書でも納付ができます。

なお、コンビニ納付で納付可能な金額は30万円以下となります。

（注）「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。

5 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への取組

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関になるとともに、マイナンバー（個人番号）及び法人番号の利活用機関となっています。

1. 公平・公正な社会の実現　給付金などの不正受給の防止
2. 国民の利便性の向上　面倒な行政手続が簡単に
3. 行政の効率化　手続を無駄なく正確に

（出典：内閣府ホームページ（https://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/index.html））

イ マイナンバー（個人番号）

マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号です。

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の３分野のうち、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号はマイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能とされています。

(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

～ 国税分野での利用と広報 ～

税務署に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。

マイナンbaーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が求められます。国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。

マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度についての特設サイト（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm）を設けてFAQなどを掲載しているほか、新聞やインターネット広告などを通じた広報を行うなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機として、申告手続における住民票の写しの添付が不要となったほか、所得税・消費税・贈与税・相続税の申告をe-Taxで送信された皆様には、平成31(2019)年1月から、マイナポータル[1]の「お知らせ」機能を通じて、e-Taxのメッセージボックスに格納された所得税の申告等に係る情報や還付申告の処理状況などを確認できるようにしました。

また、年末調整・確定申告手続をより簡単に行えるよう、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書への自動入力ができる仕組みの準備を進めています。

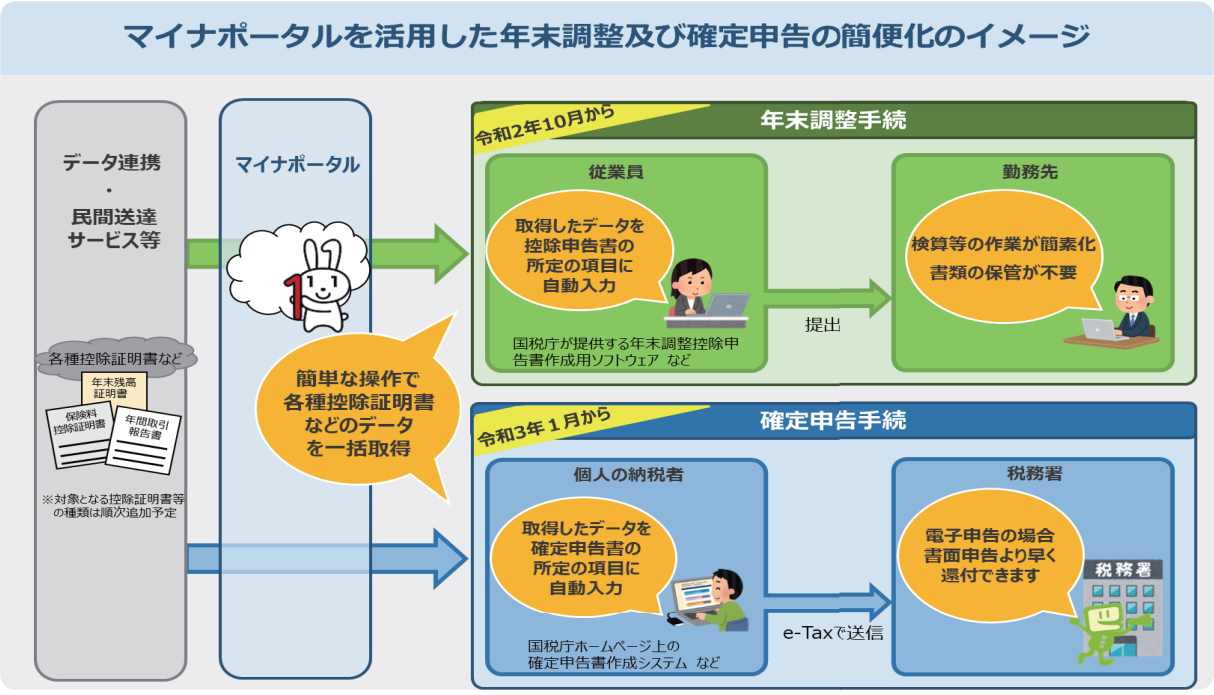

～ 所得把握の適正化・効率化 ～

国税分野では、申告書、法定調書などの書類に番号が記載されることから、各人ごとの法定調書データの集約やそのデータと申告書とのチェックが、より正確かつ効率的に行えるようになり、また、所得把握の正確性が向上し、より適正・公平な課税につながるものと考えています。

(3) マイナンバーカードの普及促進

政府全体の方針である「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元(2019)年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき、確定申告会場だけでなく税を考える週間など様々な機会において、地方公共団体と協力し「マイナンバーカード申請コーナー」を設置するなど、マイナンバーカードの普及促進に積極的に取り組んでいます。

1 マイナポータルとは、様々な行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする、政府が運営するオンラインサービスのことです。

(4) 法人番号の付番機関としての対応

～ 法人番号の付番業務 ～

国税庁は、①株式会社などの設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち給与支払事務所等の開設届出書などを提出することとされている団体に対して、法務省から提供される登記情報又は税務署に提出された届出書などに基づいて法人番号を指定し、通知しています。

また、法人番号の指定を受けた法人等の基本３情報（(i) 商号又は名称、(ii) 本店又は主たる事務所の所在地及び (iii) 法人番号）を、「国税庁法人番号公表サイト」(https://www.houjin-bangou.nta.go.jp) において公表しています。

※ 上記①～④以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件にあてはまれば、国税庁長官に届け出ることにより番号指定を受けることが可能です。

～ 法人番号の利活用推進 ～

法人番号は、利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして幅広い分野で利活用することができるため、関係府省と連携を図り、国・地方の各行政機関や民間団体に対して、制度説明や利活用の働きかけに取り組んでいます。

～ 国税庁法人番号公表サイトの利便性向上に向けた取組 ～

国税庁法人番号公表サイトでは、「法人番号」「商号又は名称」「所在地」などから、法人等の基本３情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API[1] 機能を提供しています。

デジタル化・ネットワーク化が進展している中、法人が活用しやすくなるよう、平成30(2018)年４月から商号又は名称のフリガナの公表を開始したほか、提供データの信頼性向上のため、同年12月に、登記上の本店所在地が区画整理などで既に廃止されており、現在では存在しない住所表記となっていることが確認できた法人を検索対象から除外する機能を追加しました。

また、法人等の基本３情報の公表については、これまで、法人番号を指定した法人に対して法人番号を通知した後に行っていましたが、令和２(2020)年１月から、法人番号を指定した後速やかに行うこととなりました。

～ 法人番号の国際的な利活用推進に向けた取組 ～

国税庁は、平成27(2015)年、国連及び国際標準化機構(ISO)に当庁を発番機関として登録し、「発番機関コード」を取得しました。発番機関コードと法人番号を組み合わせることにより、国際取引においても、唯一無二性をもつ無償の企業コードとして利用することができます。

また、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、平成29(2017)年４月から国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ(https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/)を開設し、公表を希望する法人からの申込みに基づき、名称及び所在地の英語表記を公表しています。

1 Web-API(Application Programming Interface)とは、利用者が構築しているシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した条件に合致する情報を取得するためのシステム間連携インターフェースをいいます。

6 行政サービスのデジタル化の推進

～ デジタル・ガバメント[1]の実現に向けて ～

政府全体の取組として、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」に向けた重点計画を取りまとめた「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が令和元(2019)年６月に閣議決定され、更に、デジタル技術を活用した行政の推進についての取組を明記した「デジタル・ガバメント実行計画」が令和元(2019)年12月に閣議決定されました。

また、税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会のICT化・グローバル化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化しています。

こうした各種計画や環境変化を踏まえ、国税庁においては、国民・事業者の目線に立ち、利用者の負担軽減や行政運営の効率化・高度化を図るための業務改革（BPR)[2]を推進することとしています。

具体的には、手続のオンライン化や添付書類の省略を推進するとともに、「企業が行う従業員の社会保険・税手続」や「法人設立手続」のオンライン・ワンストップ化[3]などについて、政府全体の取組方針に沿って関係府省の一つとして、その実現に向けた検討を進めています。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う職員のパソコンをインターネットから物理的に分離するほか、セキュリティ監査を定期的に実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)[4]を構築し、平成19(2007)年にISMS適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001[5]に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

さらに、令和２(2020)年には、法人番号の指定などを行うシステムのデータを保有するコンピュータセンターについても、同認証を取得しました。

1 「デジタル・ガバメント」とは、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す政府全体の取組です。

2 「業務改革(BPR)」とは、既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計することです。なお、「BPR」とは、Business Process Re-engineeringの略です。

3 「企業が行う従業員の社会保険・税手続」のオンライン・ワンストップ化とは、マイナポータルを通じて、これまで行政機関ごとに提出が必要だった従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う企業(雇用主)が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化を図る取組です。将来的には、企業がクラウドサービスを活用して行政機関に対する各種情報の提出を可能とする仕組みの構築を目指すこととされています。
「法人設立手続」のオンライン・ワンストップ化とは、法人設立の際に利用者が、マイナポータルを活用して、これまで行政機関ごとに提出が必要だった各種手続をオンライン・ワンストップで完了できるサービスの実現を目指す取組のことです。

4 「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

5 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の１つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、平成17(2005)年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、平成18(2006)年５月に発行された国内規格です。

国税総合管理（KSK）システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

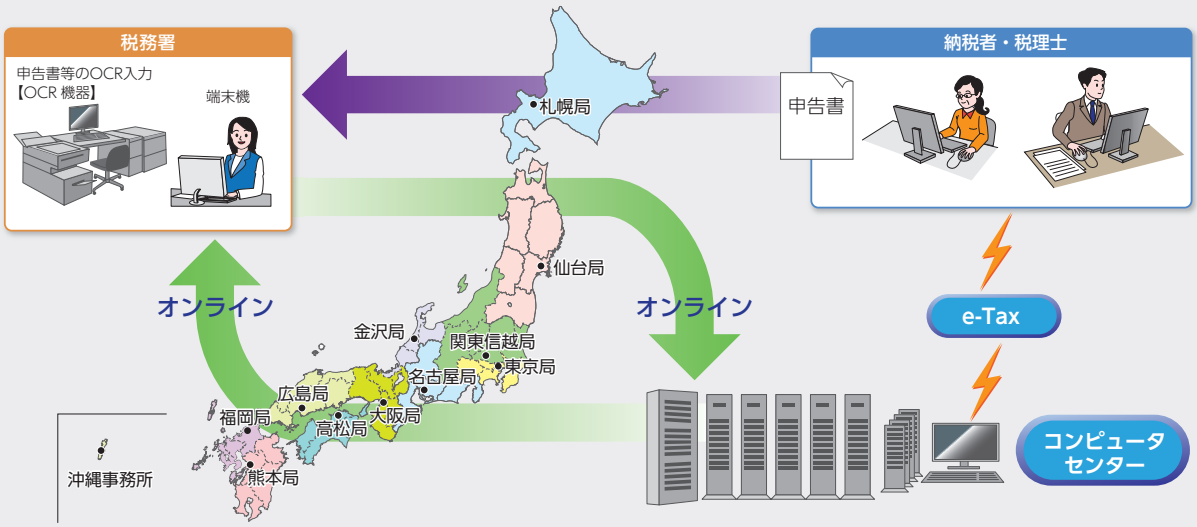

システムの高度化（新たなシステムの構築）

税務行政を取り巻く環境の変化に対応しつつ、国税庁が平成29（2017）年6月に公表した「税務行政の将来像」において目指すスマート税務行政や政府全体として取り組んでいる「デジタル・ガバメント」の実現に向けては、国税事務の基幹システムである国税総合管理（KSK）システムなど、税務行政に関するシステムの高度化が不可欠です。

このため、現在、令和8（2026）年度中の本格的稼働を目指して、新たなシステムの開発に着手しています。

情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

7 適正な源泉徴収制度の運営

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

8 消費税法改正への対応

(1) 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式

国税庁では、事業者の方が消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）を十分理解していただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等との連絡・協調を密にしながら、周知・広報や相談への対応に取り組んでいます。

イ 軽減税率制度の概要

令和元(2019)年10月の消費税率10%への引上げと同時に、日々の生活における負担を減らすため、飲食料品（お酒・外食を除きます。）の販売などに係る税率については、８％とする消費税の「軽減税率制度」が実施されました。

■ 税率及び対象品目

消費税率等	標準税率は10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) 軽減税率は8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
軽減税率対象品目	①酒類・外食を除く飲食料品 ②週２回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

ロ 適格請求書等保存方式の概要

令和５(2023)年10月からは、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則、帳簿及び「適格請求書」(いわゆるインボイス)などの請求書等の保存が必要となります。

■ 仕入税額控除の方式の変更スケジュール

令和元(2019)年10月1日　　令和５(2023)年10月1日

請求書等保存方式 → 区分記載請求書等保存方式 → 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)

⑵ 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

～ 転嫁に関する相談等への対応や酒類業者に対する指導等の実施 ～

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的には消費者が負担することが予定されている税です。

このため、事業者の方々が円滑かつ適正に消費税を価格に転嫁できることが重要であり、国税庁において、次のような取組を行っています。

- 各税務署の窓口（改正消費税相談コーナー）や電話相談センターにおいて、消費税の転嫁に関する相談・情報受付等に対応
- 酒類業の所管官庁として、酒類業者に関する相談・情報受付等に対応するほか、転嫁を拒否する行為等に対する必要な指導等を実施

コラム 6 事業承継税制への対応

1 改正の概要

事業承継税制は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく都道府県知事の認定の下、会社又は個人事業の後継者が取得した非上場株式等又は事業用資産について、一定の要件の下、その贈与税・相続税の納税を猶予し、後継者の死亡等があった場合には、その納付が免除される制度です。

この事業承継税制については、中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中(参考)で集中的な代替わりを促す観点から、平成30(2018)年度税制改正では非上場株式等に係る制度について大幅な拡充が行われ、令和元(2019)年度税制改正では新たに個人の事業用資産を対象とする制度が創設されました。

【非上場株式等に係る事業承継税制の概要】

(参考) 中小企業の経営者の高齢化

2019年の中小企業白書によると、右のグラフのとおり、経営者年齢の高齢化が進んでおり、今後、年齢を理由に引退を迎える経営者が増えると予想される中で、地域社会ひいては日本経済を維持発展させるためには、新たな経営の担い手の参入や、有用な事業・経営資源を次世代に引き継ぐことが重要とされています。

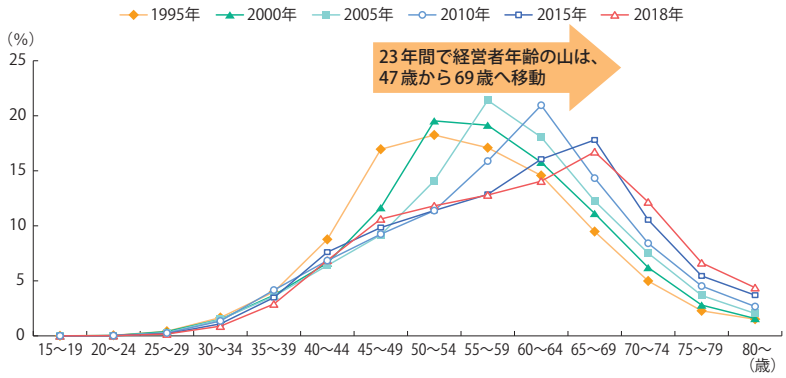

2 主な取組事項

事業承継税制は、上記(参考)のとおり、中小企業の経営者の高齢化が進展する中で社会的関心が高まっていることから、制度の仕組みや申告手続について、納税者が正しく理解して申告・納付ができるよう、周知・広報などの各種の施策に取り組んでいます。

(1) 国税庁ホームページの充実

国税庁ホームページに事業承継税制の関連情報を集約した「事業承継税制特集」(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/index.htm)を設け、制度を分かりやすく解説したパンフレットや質疑応答事例など納税者の参考となる情報を掲載しています。

(2) 各種説明会・研修会への講師派遣

事業承継税制について、国税局・税務署では、関係民間団体等が開催する説明会・研修会への講師派遣の依頼に積極的に応じています。

平成30(2018)年4月から令和元(2019)年12月までの間に、国税局、税務署から、700回以上の講師派遣を行っています。

9 関係民間団体との協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、税に関する情報が納税者の皆様に分かりやすく的確に伝わるよう、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組や社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着のための周知・広報への取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

このように、関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約1,800の会があり、会員数は約58万人です（令和２（2020）年４月）。 各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、一般社団法人全国青色申告会総連合のホームページ（https://www.zenaoirobr.jp）をご覧いただくか、最寄りの各地区青色申告会までお問合せください。

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与する」ことを目的として結成された団体です。全国に481の会があり、会員数は約76万社です（令和元（2019）年12月）。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である「『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組」や「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ（http://www.zenkokuhojinkai.or.jp）をご覧ください。

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力すること」を目的として結成された団体です。全国に487の団体があり、会員数は約9万1,000人社です（平成31（2019）年４月）。各間税会では、消費税に関する税知識の普及、消費税完納運動の推進及び「税の標語」（国税庁後援）の募集などの活動を行っているほか、税制や税の執行の改善のための提言を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ（https://www.kanzeikai.jp）をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、約１万8,000の組合があります（平成31（2019）年３月）。各納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」（国税庁共催）の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ（http://www.zennoren.jp）をご覧ください。

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約14万人社です（平成31（2019）年３月）。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ（https://www.nouzeikyokai.or.jp）をご覧ください。